

NPO法人日本潜水連盟 定款（提出用）

NPO法人日本潜水連盟 定款（全文 / ページ合わせ版）

【注記】PDFの各ページをWordの1ページに対応させています（手動改ページ）。
本文色はすべて黒に統一。

【要確認】最終ページの会費行が抽出体裁の都合で置換できない場合があります。

【PDF Page 1】

N P O 法人日本潜水連盟定款

第 1 章 総 則

（ 名 称 ）

第 1 条 この法人は、N P O 法人日本潜水連盟という。

（ 事 務 所 ）

第 2 条

この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市南区元塩町 2 丁目 1 3 番地の 3 に置く。

第 2 章 目的及び事業

（ 目 的 ）

第 3 条 この法人は、一般市民に対し、スキューバダイビングを通じて水中世界の素晴らしさを伝えると

ともに、水中・水辺の環境の保護や保全に関する各種事業や、スポーツ振興事業を行うこと、そして大

規模震災等発生時には、災害後の復興活動を行うことを目的とする。

（ 特 定 非 営 利 活 動 の 種 類 ）

第 4 条

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)社会教育の推進を図る活動

(2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)環境の保全を図る活動

(4)災害救援活動

(5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（ 事 業 ）

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

環境及び生物の保護保全事業

環境及び生物の保護保全教育事業

安全潜水教育事業

スキューバダイビング振興事業

海洋関連画像や映像の展示会事業

ダイビング事業者、ダイバーとの交流会事業

災害復旧支援事業

物品の販売事業

物品の貸出事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員(ダイバー会員)

この法人の目的に賛同して入会した個人で主に潜水作業を行う者。

(2)正会員(陸上活動専任会員)

この法人の目的に賛同して入会した個人で主に陸上作業を行う者。(事務専任会員も含む)

(3)正会員(学生会員)

この法人の目的に賛同して入会した個人で学生である者。但し、潜水作業、陸上作業のどちらを行うかは問わない。

(4)賛助会員(個人) この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人。

(5)賛助会員(法人及び団体)

この法人の目的に賛同し援助するために入会した法人及び団体。

(入会及び更新)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長

は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しな

なければならない。

4 会員資格の更新は、前年度の3月31日までに更新手続きをしなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(6)退会届の提出をしたとき。

(7)本人が死亡し、又は会員である団体もしくは法人が消滅したとき。

(3)前年度の3月31日までに更新手続きをしなかったとき。(4)

除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場

合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(8)この定款等に違反したとき。

(9)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(10) 事業活動時において、安全管理責任者等の指示や注意に再三従わず、事故を誘発させる危険があったとき

、もしくは事故を起こしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び会員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3 人以上

(2)監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する

。 2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した

順序によって、その職務を代行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する

重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3

役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終

結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場

合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(11)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(12)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員及び会員には、その事業を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く

。 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(6)定款の変更

(7)解散

(8)合併

(9)事業計画及び予算並びにその変更

(10)事業報告及び決算

(11) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(12) 入会金及び会費の額

(13) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな

義務の負担及び権利の放棄

(14) 事務局の組織及び運営

(15) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(13) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(14) 正会員総数の5分の1

以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(15) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24

条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少

くとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25

条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的

方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用につ

いては、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その

数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記
名・押印しなければなら

ない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議

があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。また社員のうち希望者も理事会にオブ
ザーバーとして参加できるもの

とする。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(16)総会に付議すべき事項

(17)総会の議決した事項の執行に関する事項

(18)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(16) 理事長が必要と認めたとき。

(17) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(18) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集

しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少

なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34

条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

。2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38

条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(19) 日時及び場所

(20) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(21) 審議事項

(22) 議事の経過の概要及び議決の結果

(23) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は

記名・押印しなければなら
ない。

第7章資産及び会計

(資産の構成)

第39条この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(19) 設立当初の財産目録に記載された資産

(20) 入会金及び会費

(21) 寄付金品

(22) 財産から生じる収益

(23) 事業に伴う収益

(24) その他の収益

(資産の管理)

第40条この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経

て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了

後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしよう

とするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 5 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(25) 総会の決議

(26) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(27) 正会員の欠亡

(28) 合併

(29) 破産手続開始の決定

(30) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 3 以上の承諾を得なければならない

。3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11

条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の

認証を得なければならない。

第 9 章公告の方法

(公告の方法)

第

52 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章雑則

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11

条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の

認証を得なければならない。

第 9 章公告の方法

(公告の方法)

第

52条この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 江本豊久

理事 山口貴輝

理事 市野優士

監事 大河内俊雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする

。6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員(ダイバー会員) 入会金 なし 年会費 3000円
- (2) 正会員(陸上活動専任会員) 入会金 なし 年会費 1000円(内事務専任会員は年会費なし)
- (3) 正会員(学生会員) 入会金 なし 年会費 なし
- (4) 賛助会員(個人) 入会金 なし 年会費 一口1000円(口数制限なし)
- (5) 賛助会員(法人及び団体) 入会金 なし 年会費 一口5000円(口数制限なし)